

函館市広告付おくやみハンドブック無償提供者選定委員会設置要綱
(趣旨)

第1条 函館市広告付おくやみハンドブック無償提供に関する要綱に基づき函館市広告付おくやみハンドブックを無償で提供する者(以下「無償提供者」という。)の選定を公正かつ適正に実施するため、函館市広告付おくやみハンドブック無償提供者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 書類の審査および評価に関すること。
- (2) 無償提供者の審査および評価に関すること。
- (3) その他無償提供者の選定等について選定委員会が特に必要と認めること。

(組織)

第3条 選定委員会は、委員長、副委員長および委員をもって組織する。

- 2 委員長は、市民部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、市民部次長をもって充てる。
- 4 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 市民部戸籍住民課長
 - (2) 市民部市民・男女共同参画課長
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、選定委員会の所掌事務を遂行するために特に必要があると認める者として委員長が指定する者
- 5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 選定委員会の会議(次項において「会議」という。)は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。

(選定基準)

第5条 選定委員会は、次の表に掲げる審査項目、評価基準および配点に基づき、厳正な審査の上、無償提供者を選定しなければならない。

(1人100点，500点満点)

審査項目	評価基準	配点
(1)企画内容等 (70/100)	・表表紙および裏表紙について、おくやみハンドブックとしてふさわしいデザインとなっているか	10
	・高齢者も利用することに配慮したデザインとなっているか ① 文字サイズ，フォント，行間のバランス ② 配色，ページ数，紙質 等	30
	・必要となる手続きや持参する書類等がわかりやすく記載されているか ・遺族の求める情報がスムーズに検索できる内容となっているか	30
(2)事業の安定性等 (30/100)	・類似事業の実績はあるか	10
	・安定して事業を実施できる体制か (組織・人員配置・不測の事態への対応等)	10
	・函館市内に本店または支店(営業所を含む)を有しているか	10
計		100

2 合計得点が6割に達する申込者がいなかった場合は、無償提供者を選定せず、再度募集を行う場合がある。

(資料の提出等の要求)

第6条 選定委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があるときは、申込者に対し、資料または情報の提供および説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 選定委員会の庶務は，市民部戸籍住民課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか，選定委員会の運営に関し必要な事項は，委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は，令和6年12月25日から施行する。